

「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」 ASEAN諸国プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名
「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」ASEAN諸国プロモーション業務
2. 業務の目的
<p>大阪観光局の推進する「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」は、各国富裕層をターゲットとして現在まで中国や欧米に対する各種プロモーションを展開しているが、いわゆるASEAN諸国の富裕層についても重要なターゲットとしている。半面、経済的成長の著しいこれらの国々における富裕層はコミュニティも十分に確立されておらず、従来のメディアによるプロモーションは効果が限定的と考えられる。</p> <p>そこで、このようなASEAN諸国富裕層の特性を踏まえた新たなメディアや手法によるプロモーションを実施し、プロモーション対象国における「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」の認知向上と具体的な誘客へと繋げて、その経済効果を増大させることを目的とする。</p>
3. 業務の仕様
<p>1. 「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」のターゲット層</p> <p>重点とするターゲット層を中国、台湾、香港、シンガポール、欧米豪の富裕層（いわゆる「ニューリッチ」、「マス富裕層」等と呼ばれる準富裕層を含む）とする。</p> <p>富裕層とは、本事業では100万円以上1回の旅行先で消費する旅行者および可処分所得3000万円以上の外国人観光客を想定している。</p> <p>2. ASEAN諸国プロモーションの実施</p> <p>経済成長が著しく富裕層も急激に増加しているASEAN諸国の中から、特に「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」のターゲットとして効果が期待できる2カ国以上を選択してプロモーションを実施すること。（ターゲット国である台湾・香港を含めても良い）</p> <p>(1) プロモーション対象</p> <p>「大阪・関西ラグジュアリ&ウェルネス」のテーマである心と身体の健康を求めて日本を訪れる富裕層が存在するターゲット国を2カ国以上を選択し、当該富裕層の特徴・概要及び選択した理由を付して提案すること。</p> <p>(2) プロモーション方法</p> <p>ターゲット国の富裕層特有のコミュニティや志向等に応じた効果的なプロモーション方法を提案すること。</p> <p>特に新興国特有の事情を勘案して、既存マスメディアにこだわることなくオリジナリティのあるメディアやネットワークを活用したプロモーション方法であるこ</p>

とが望ましい。

(3) プロモーション内容

ターゲット国富裕層の関心を得られる内容で、「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」の認知向上及び具体的な訪阪に繋がるものであること。

具体的なプロモーション内容は、大阪観光局と協議して決定することとなるので、ここではテーマや方向性等プロモーションの概要を提案すること。

(4) プロモーションの評価

実施したプロモーションの効果測定等、その評価方法を提案すること。

3. 成果物について

(1) 制作物に関する権利の帰属について

- ① 本業務の履行に伴い発生する全著作権（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）に関する一切の権利は、当局に帰属する。
- ② 本業務により得られた全著作物（第三者があらかじめ著作権を保有している図・写真を除く）について、大阪の観光に資することを目的として、当局および当局が認めた各関係団体、施設には無償で使用できることとする。
- ③ 本業務により得られる著作物の著作者人格権について、権利者は将来にわたり行使しないことを条件とする。
- ④ 本業務に使用する映像、イラスト、写真その他の素材・資料について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他の権利に関する手続きや使用権料等は、全て受託者が責任をもって負担する。

(2) プロモーション実施報告

プロモーション終了後、プロモーション内容及び実施状況について報告書を作成して提出するとともに、提案した評価方法にしたがってプロモーションの効果を評価し、報告書に添えて提出すること。

4. 費用について

プロモーションに関する全ての費用（メディア等との交渉費、デザイン費、掲載費、連絡調整費等）を全て含めた形で提案をすること。

5. 配意事項

- ・関係法令及び実施要項を遵守するとともに、業務遂行の過程で知りえた事項について守秘義務を負うこと。
- ・本業務を円滑に遂行するために、大阪観光局との連絡調整に努め、適宜協議を重ねることにより、業務を完遂すること。

この仕様書に記載のない事項、疑義等については、双方協議のうえ決定する。

6. 実施期間

契約締結から平成 31 年 2 月 15 日まで

4. 業務委託限度額

本業務委託に必要となる経費（交通費・通信費・資料作成費用など）は、契約金額に含まれるものとし、大阪観光局は契約金額以外の費用を負担しない。

業務委託の限度額については、次のとおり。

「大阪・関西ラグジュアリー&ウェルネス」ASEAN諸国プロモーション業務

総額 500万円（税込）